

第4章 通信連絡

第1節 気象・水位等の観測、通報・連絡等

1 雨量の観測及び通報・連絡

雨量観測所の管理者は、次に定める通報要領により管理する観測所の雨量を雨量・水位観測通報系統図に定めるそれぞれの関係機関に通報するものとする。

2 水位の観測及び通報・連絡

水位観測所の管理者は、水防団待機水位に達したとき、次に定める通報要領により管理する観測所の水位を雨量・水位観測通報系統図に定めるそれぞれの関係機関に通報するものとする。

【通報要領】

通報対象の観測所について、原則として雨量・水位ともに国土交通省「川の防災情報」、市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関へ通報するものとみなす。

ただし、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測地を掲載できないときは、以下の基準で関係機関へ通報する。

(1) 雨量

ア 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

イ 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

(2) 水位

水位が次の各号の何れかに該当したときに通報する。

ア 水防団待機水位に達したとき。

イ はん濫注意水位に達したとき。

ウ はん濫注意水位を超え、再びはん濫注意水位となるまでの毎正時。

エ はん濫注意水位以下になったとき。

オ 水防団待機水位以下になったとき。

カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(3) 水防管理者への情報提供

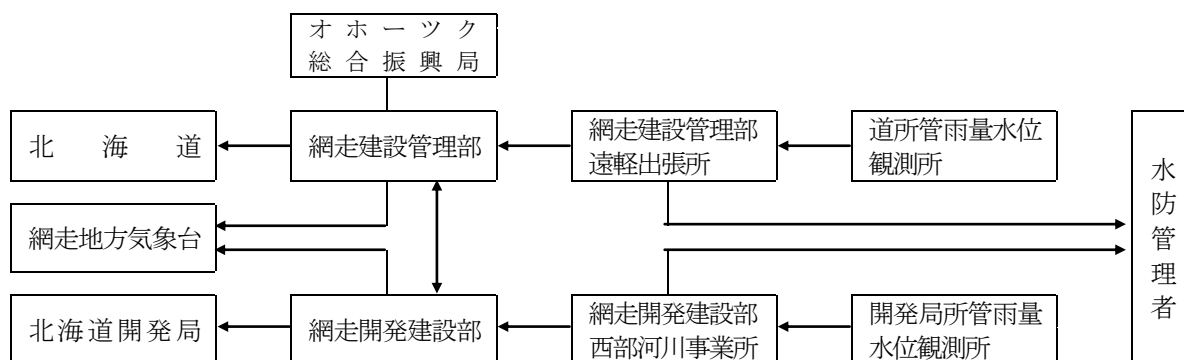
水防管理者から要請があったときは、雨量等の情報を通報する。

(4) 通報方法

通報は、電話又は防災無線により行うものとし、これに因りがたいときはファクシミリ及び電子メールにより行う。

3 雨量・水位観測所の通報系統

雨量・水位観測の通報系統は、次のとおりとする。



4 水防管理者の情報収集

水防管理者は、水防活動用気象予警報等が発表され、オホーツク総合振興局からの通報を受けた場合、又は洪水等の災害のおそれがある場合には、インターネットにより防災気象情報提供システム（気象庁）及び市町村向け「川の防災情報」（国土交通省）等を活用し、随時雨量及び水位情報の収集・把握に努めなければならない。

第2節 気象警報等の通信連絡

1 水防活動の利用に適合する予報及び警報

水防管理者又は水防に関係ある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、網走地方气象台及び北海道開発局（網走開発建設部）、北海道（網走建設管理部）から発表される次の水防活動用気象予警報等の処理に遺漏のないようにしなければならない。

(1) 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報警報 （法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項）	大雨注意報、大雨警報、 大雨特別警報 洪水注意報、洪水警報、 津波注意報、津波警報 大津波警報（特別警報） 高潮注意報、高潮警報、 高潮特別警報	網走地方气象台	水防活動用として、特に発表されるものではなく、一般向け注意報及び警報、特別警報の発表をもって代える
洪水予報 （法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項）	注意報・警報	網走開発建設部 網走建設管理部 網走地方气象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 （法第16条）	待機、準備、出動、指示 解除	網走開発建設部 網走建設管理部	指定河川※地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

※水防警報河川

指定河川		左右岸	水防警報区	基準水位観測所		
水系	河川			名称	河川位置	所在地
佐呂間 別川	佐呂間 別川	左岸	安斉川との合流点から 佐呂間町字知来974番地1地先まで	永代	サロマ湖 から 17.0km	佐呂間町字 幸町59-11 地先
		右岸	安斉川との合流点から 佐呂間町字知来526番地1地先まで			
		左岸	ブシケショマナイ川合流点から 安斉川との合流点まで	中佐呂間	サロマ湖 から 19.7km	佐呂間町字 西富227-1 地先
		右岸	ブシケショマナイ川合流点から 安斉川との合流点まで			

(2) 気象等に関する注意報、警報の種類及び発表基準

佐呂間町地域防災計画第3章第2節「気象業務に関する計画」のとおりとする。

◎水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 気象警報	大雨警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨警告して行う予報
	大雨特別警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨警告して行う予報
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
	高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な水害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報

2) 洪水予報の種類及び発表基準

種 類	基 準
はん濫注意情報（洪水注意報）	水位観測所（基準地点）の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
はん濫注意情報（洪水注意報）解除	水位観測所（基準地点）の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を下回り、明らかに水位低下が予想される時。

はん濫警戒情報（洪水警報）	水位観測所（基準地点）の水位が避難判断水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき、若しくは、はん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき。ただし、避難判断水位に到達したが、水位上昇するおそれがないときは、はん濫注意情報（洪水注意報）を発表する。
はん濫警戒情報（洪水警報）解除	全ての水位観測所（基準地点）の水位が避難判断水位を下回り、明らかに水位低下が予想される時。
はん濫危険情報（洪水警報）	水位観測所（基準地点）の水位がはん濫危険水位を超えたとき。
はん濫発生情報（洪水警報）	はん濫が発生したとき。

(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	不意の増水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らして差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報及び河川状況により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意報（洪水注意報）等により、または水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（水があふれる）、漏水、法崩（堤防斜面の崩れ）、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報（洪水警報）等により、既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

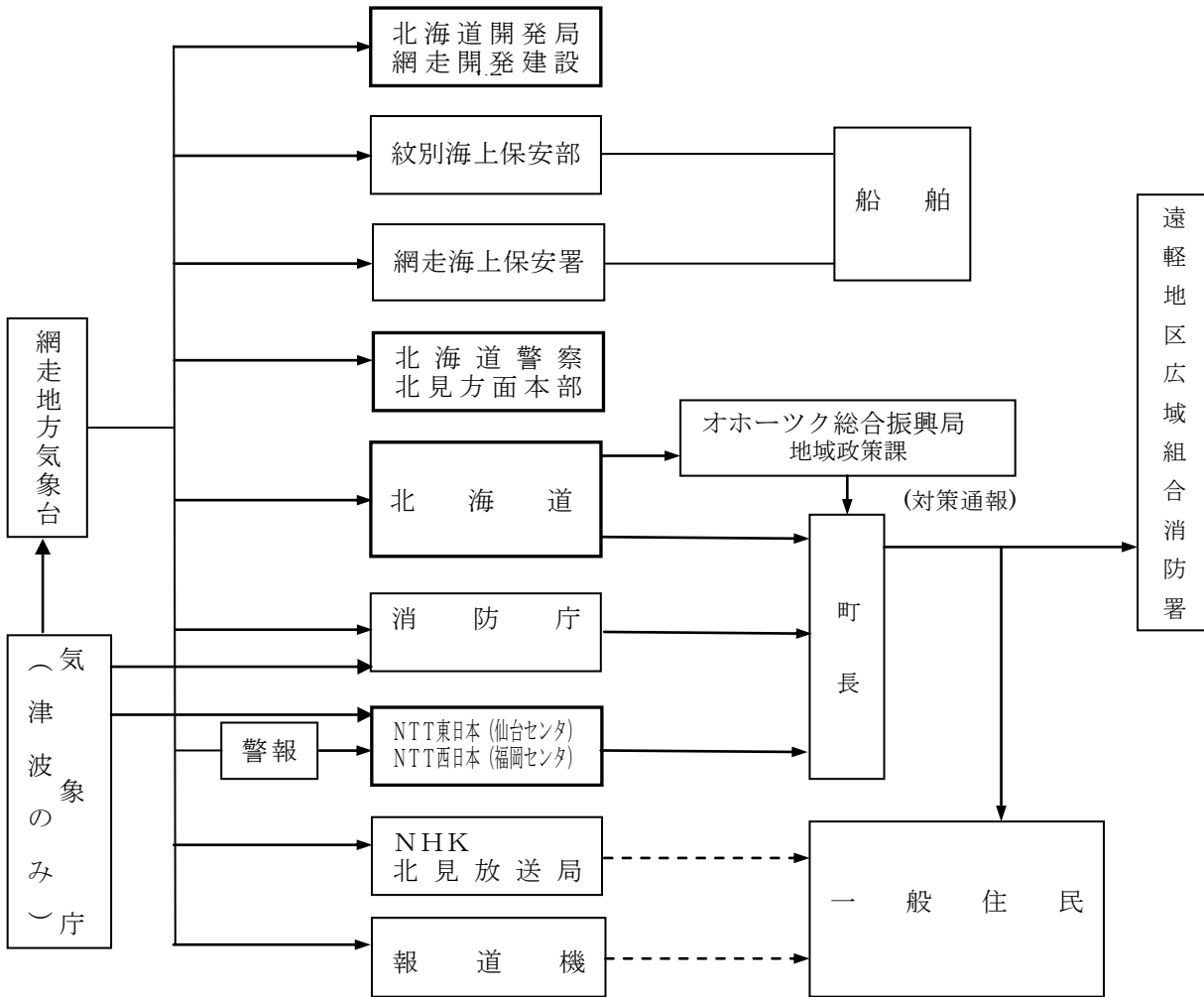
(参考) 洪水の危険のレベルに対応した表現等

洪水の危険のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市町村・住民に求める行動等
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	市町村は避難準備情報（要援護者避難情報）発令を判断 住民は、はん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市町村は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導

2 水防活動用気象予警報等の伝達

水防管理者は、水防活動用気象予警報の通知を受けたときは、次により伝達を行うものとする。

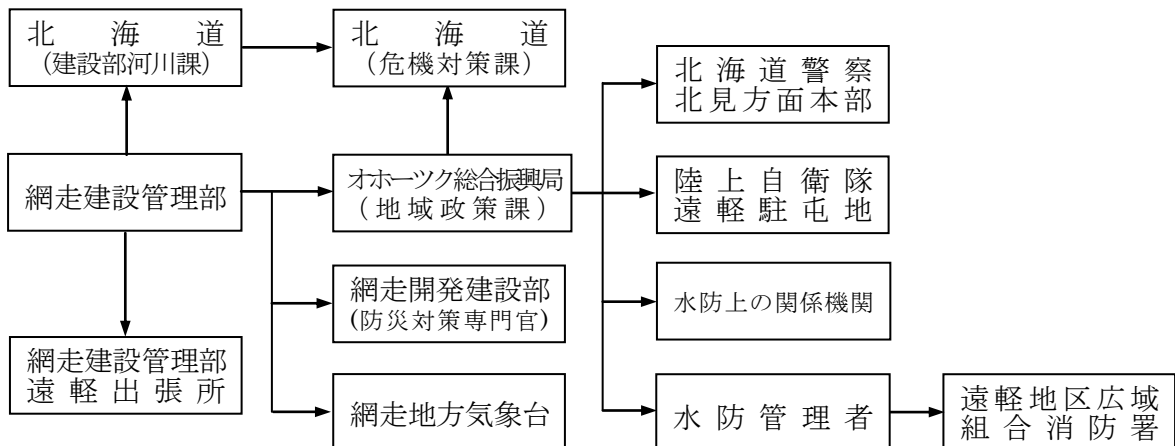
(1) 水防活動用気象予警報伝達系統図



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第3号、4号の規定に基づく法定伝達先。(気象業務法第14条の2)

(2) 水防警報伝達系統図

北海道（網走建設管理部）が発表する場合



(3) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達

佐呂間町は、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する次の施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

	名 称	所 在 地	電話番号	FAX 番号
1	特別養護老人ホーム愛の園	永代町 177 番地の 10	2-3076	2-3079
2	佐呂間保育所	西富 24 番地の 4	2-3647	2-1655
3	ケアハウスサンガーデンさろま	宮前町 152 番地の 6	2-1666	2-1622
4	グループホームはな佐呂間	宮前町 162 番地の 13	2-1787	2-1887
5	クリニックさろま	永代町 176 番地の 1	6-7611	6-7613

第3節 水防通信連絡

1 水防通信連絡

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、佐呂間町地域防災計画第5章第1節「災害情報通信計画」の定めるところに準ずるものとする。

また、佐呂間町と水防関係機関との通信連絡は、次のとおりとする。

機 関 名	連絡責任者	所 在 地	第1系統	第2系統	第3系統
オホーツク総合振興局 (地域政策部地域政策課)	主幹	網走市 北7条西3丁目	(0152) 41-0625	北海道総合行政 情報ネットワーク 6-650-2191	自動車
網走建設管理部 遠軽出張所	所長	遠軽町 福路1丁目	(0158) 42-3165	道防災行政無線	自動車
遠軽警察署	署長	遠軽町 1条通北3丁目	(0158) 42-0110	警察無線	自動車
遠軽地区広域組合 消防署佐呂間出張所	所長	佐呂間町 幸町5番地の1	(01587) 2-3637	北海道総合行政 情報ネットワーク 6-677-3-506 (本部)	徒歩
佐呂間町	総務課長	佐呂間町 永代町3番地の1	(01587) 2-1211	北海道総合行政 情報ネットワーク 6-674-3	—